兵庫地方最低賃金審議会

第１回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年８月 19 日（水） 14 時 55 分～16 時 35 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	千田委員
労働者委員	圓行委員、片山委員、田川委員
使用者委員	伊藤委員、鈴木委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）部会長・部会長代理の選出について （２）兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について （３）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

少し早いですが皆様おそろいですので、ただ今から、第１回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開会します。

本日は、清田委員、三上委員、金子委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでしたので御報告いたします。

では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。

審議に入ります前に、労働基準部長より挨拶を申し上げます。

○丸山労働基準部長

皆様、本日は御多忙の中、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から労使双方それぞれのお立場において、地域産業の発展と雇用の安定、そして働く方々の処遇向上に御尽力いただいておりますことに、深く敬意を表しま

す。
　特定最低賃金は、関係する産業における労働条件の改善や人材確保、さらには産業の健全な発展を支える重要な役割を担っています。近年、我が国では人手不足が多くの産業で深刻化しており、物価上昇や労働市場の変化など、労使を取り巻く環境も大きく変化しています。
　こうした中で、特定最低賃金は、単に賃金の最低額を定める制度にとどまらず、現場を最もよく知る労使双方が主体となり、産業の実情や課題を踏まえながら、より良い労働条件の実現と産業競争力の維持・向上を目指して築き上げる制度であり、労使のイニシアティブが何よりも重要となります。
　本日から、数回にわたり審議をいただきますが、特定最低賃金が果たすこうした意義や役割を改めて認識いただきながら、関係産業の現状や今後の見通し、労働者の生活実態、事業者を取り巻く経営環境などを十分に踏まえ、それぞれのお立場から率直かつ建設的な御意見をいただければと存じます。
　最低賃金の審議は、労働者の生活の安定と企業の持続的な発展という双方に深く関わる重要な責務を担うものであります。委員の皆様には、専門的な知見と豊富な経験を生かしながら、実りある議論を進めていただきますようお願い申し上げます。
　結びに、これから審議いただく特定最低賃金の審議結果が、関係する産業の発展と働く方々のより良い環境づくりにつながることを期待いたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。
　本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○下風賃金指導官
　続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではございますが、時間の関係もありますので、お手元の資料１ページに添付している委員名簿にて各自御確認をいただくことで替えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
　それでは、議題（１）「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。
　部会長、部会長代理の選出につきましては、公益代表委員の中から選挙で選出することとなっておりますが、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員
　異議なし。

○下風賃金指導官

それでは、そのようにさせていただきます。
では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願いします。

○千田委員
公益側委員において事前に打合せしております。部会長には私、千田が、部会長代理には三上委員を推薦することで調整を終えていますので、この２名を推薦したいと思います。

○下風賃金指導官
ただ今、部会長に千田委員、部会長代理に三上委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様、いかがでしょうか。

○労使委員
異議なし。

○下風賃金指導官
異議なしとの声をいただきましたので、部会長に千田委員、部会長代理に三上委員が選出されたものと、確認いたします。
それでは、この後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

○千田部会長
部会長に選出されました千田です。慎重審議に努めたいと思いますので、よろしくお願いします。
はじめに、専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。
労働者側の委員は、どなたにされますか。

○圓行委員
圓行でお願いします。

○千田部会長
使用者側委員は、どなたにされますか。

○伊藤委員
伊藤でお願いします。

○千田部会長
それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は部会長である私と圓

行委員、伊藤委員とすることとします。
　また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名することにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員
　異議なし。

○千田部会長
　それでは、次の議題（２）「兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。
　今年も昨年と同様に、改正決定の必要性の有無については、それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。
　事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いします。

○安積賃金室長
　では、事務局より説明させていただきます。
　兵庫県最低賃金につきましては、９件の特定最低賃金がございます。
　お手元に１枚ものでお配りしていますＡ３版の「兵庫県の最低賃金」のカラー刷りリーフレットを御覧ください。
　これは、現在の兵庫県の地域別最賃とともにその下の四角枠に現在設定されている特定最低賃金を一覧にしたものです。
　この特定最賃につきましては、真ん中の表に地域別最賃である兵庫県最賃 1,116 円を上回る時間額が設定されている６業種を掲載し、その四角枠の下に、太字で書いていますとおり、「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」の３業種は兵庫県最賃の適用となっていることを御確認いただけると思います。
　また、その特定最賃につきましては、表の右端の枠に「適用除外する労働者」の欄がありますとおり、各業種で賄いとか軽易な業務が適用除外となっていることと、その表の下に（注３）（注４）に記載しているとおり、「18 歳未満又は 65 歳以上の者」「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」、「雇入れ後６か月未満の者で技能習得中のもの」が適用除外となっていることに御留意ください。
　そのうち、今年は６月 29 日から７月３日までの間に７件の特定最低賃金について、改正の申出をいただいております。
　専門部会資料の８ページ目を御覧ください。
　ここに今年の特定最低賃金改正の申出状況を取りまとめています。また、９ページ目にこの業種にかかる申出書の写しを添付しております。
　今回、改正の申出をいただきました７件の特定最低賃金につきましては、いずれも

形式的要件を具備しているものと判断しましたので、7月13日の本審におきまして、それらの申出について確認を行っていただきました。そのうえで、同本審において、その改正必要性の有無についての意見を求めるとともに、必要性が認められた場合には金額の改正決定についての調査審議も求めるという諮問をさせていただいております。

資料の10ページ目にその諮問文の写しを付けております。

兵庫県では、令和元年までは本審において各業種を一括して改正の必要性の審議を行ったうえで、各専門部会において金額審議のみを行っておりましたが、令和２年以降は、各業界事情に通じた専門部会委員での判断に委ねるべきとの委員意見を踏まえ、各専門部会で改正の必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も７月の本審において確認されましたように、昨年同様、各専門部会においてその金額改正の必要性の有無にかかる審議から行っていくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性にかかる諮問と答申、そして、金額をいくらにするかという金額改正の諮問と答申のそれぞれ二つの段階を踏まえて、金額改正に至るという形になっております。

その辺りについて御説明させていただきます。

専門部会資料の２ページ目以降を御覧いただきたいと思います。これが特定最低賃金にかかる審議の流れ等を分かり易く示した説明資料になります。

まず、その資料の３ページ目を御覧ください。特定最低賃金についての説明となります。この特定最低賃金については、最低賃金法第15条から第19条において規定されているもので、特定の産業又は職業について、関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乗せをするものとされております。

その決定については、労使のイニシアティブにより決まり、全国では223件設定されている状況となっています。

兵庫県では、先程申し上げましたとおり、９件設定されている状況ではありますが、そのうち７件の改正申出があった状況となっています。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との違いについて、その３ページ目の下半分の表でまとめています。右側に記載がある地域別最低賃金につきましては、兵庫県においては、現在のところ時間額1,116円で、今後は1,172円に改定されるという答申がされていますが、これは全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットという役割・機能であることに対しまして、左側の赤く囲った特定最低賃金につきましては、労使の取組を補完するものとしての役割が設定されているところが大きく異なるところでございます。

続きまして、この特定最低賃金の決定、改正までの流れについて御説明いたします。

資料の５ページ目を御覧ください。関係労使からの申出がありましたら、労働局長からの諮問を受けて、審議会又はその専門部会において金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてから

効力発生という流れになります。
なお、本日は、この流れの中で、必要性の調査審議を行っている状況となるものです。ここで、このフロー図の右上の「〔必要性〕答申※１」とあり、※１として、下に説明書きがあるので御覧ください。
ここで※１として「特定最低賃金の決定・改正・廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている」とされています。
なお、資料には付けていないのですが、もう少し補足させていただきますと、昭和57年の中央最低賃金審議会答申では、「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされております。つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということになっております。
しかし、一方、平成14年の中賃の協議会報告におきましては、「改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」とされており、ここでは望ましいと表記することにより、全会一致だけではなく採決にて決定することもあり得ることを含んで報告されています。
以上のことから、特定最低賃金については、改正の必要性については全会一致が必須であり、その金額決定については全会一致が望ましいとされていることとなります。
また、改正の必要性がありとなった場合には、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められていることから、地域別最賃より最低1円以上の引き上げを行うことが求められてきます。
つまり、今年の場合は、すでに兵庫県最低賃金を1,172円に引き上げる答申をいただいており、８月21日の異議審を終えて９月１日に公示されるという予定で手続きされることが想定されますので、その決定された兵庫県最低賃金1,172円を超えない改正は行えません。
また、特定最低賃金につきましては、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正は出来ませんので、改正額の上限はその最低額が限度となります。
具体的に言いますと、改正必要性ありとなった場合でも、８ページの一覧表の輸送用機械器具製造業での申出の一番低い金額 1,408 円を超えることは出来ないということでございます。
総括しますと、必要性有りとなった場合は、地域別最低賃金が予定されている1,172円にプラス１円した1,173円からこの1,408円までの間での金額改正の審議を行っていただく必要がございます。そのあたりを御留意いただきながら御審議いただけたらと思っております。
事務局からの説明としましては以上でございます。

○千田部会長
ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

○各委員
（意見なし）

○千田部会長
それでは、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いします。

○安積賃金室長
はい。では、私から、配布させていただいております資料の 37 ページから 133 ページまでの経済概況や雇用状況等の資料について説明させていただき、その後、14 ページから 36 ページまでに記載しております兵庫労働局において実施した基礎調査の結果について、事務局の村田からその概要を説明させていただきます。

（以下資料 37 ページから 133 ページまで説明）

○村田労働基準監督官
賃金室の村田です。
私から、調査結果関係資料について説明させていただきます。

（以下資料 14 ページから 36 ページまで説明）

○千田部会長
ただ今の説明について、何か御意見、御質問はございますか。

○各委員
（特になし。）

○千田部会長
それでは、審議を続けます。
事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになり、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性なしということになります。
また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第６条第５項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。
各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦労をお掛け致しますが、よろしくお願いします。
それでは、まず労使それぞれから、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決

定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。
その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たこととなり、答申を行うこととなります。また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくこととしたいと思います。
では、最初に、労使双方それぞれで、意見調整する時間が必要でしょうか。

○労使委員
お願いします。

○千田部会長
それでは、10 分程度でお願いします。

（労使それぞれ、別室で意見調整。）

○千田部会長
それでは、審議を再開します。
では、改正の申出をされた労働者側委員から金額改正の必要性に係る考え等をお聞きしたいと思います。
それではお願いします。

○圓行委員
はい、圓行から述べさせていただきます。
足もとを取り巻く環境は、中東情勢の影響もありまして、一部に弱めの動きも見られますが緩やかに回復しております。
また、先行きにつきましては、原油価格上昇等が景気の下押し要因として作用するものの、高水準の企業収益等が経済を下支えすると見込まれるほか、政府による各種施策や、原材料の代替調達等も進んでいるところであります。
このため、日本経済につきましては伸び率を縮小しつつも緩やかな成長を続けると見ており、兵庫県下におきましても概ね同様の景況感にあります。
輸送用機械器具製造業につきましては、鉄道車両製造業においては、受注生産は一定程度確保されておりますし、船舶につきましても新造船発注の増加により４年以上の手持ち工事量となっております。航空機関係におきましても 2026 年航空機生産量につきましては防衛・民間全分野の旺盛な需要を背景に高水準で推移しているところであります。
そうした状況のもと、今年度の兵庫県地域別最低賃金につきましてはプラス 56 円の 1,172 円の改定となりました。一方で兵庫県輸送用機械器具製造業の最低賃金は生産年齢人口が減少していくなかで、優秀な人材の確保・定着が引き続き当該産業の

維持・発展に向けた重要な課題であることや、当該産業では専門性が求められる作業も多くあることからすれば、それに見合う水準として引き続き地賃よりも優位性のある水準であることが必要と考えます。

また、特定最低賃金が公になることからすれば、現在課題となっている中小企業を中心とした価格転嫁への波及等、特定最低賃金の本来的意義である事業の公正競争の確保にも繋がるのではないかと認識をしております。

また、今年の春闘においては、製造業の賃上げ率は５％台と引き続き高いレベルでの回答が示されていることや、輸送用機械器具製造業に関わる労働組合を見ると、今年度においても大幅な賃上げが実現しております。

この賃上げの流れを輸送用機械器具製造業に関わる未組織労働者に波及させることで輸送用機械器具製造業の魅力を高めると共に、そこで働く人々の生活の安定や経済の好循環の流れにもつながるものと考えます。

これらの状況等を勘案し、今年度の輸送用機械器具製造業の最低賃金改定についても、「必要性あり」と判断し、労働者側より金額改正の申出を行った次第です。

最後に、輸送用特定最低賃金の改正にあたっては、当該産業の魅力、技術・技能の伝承、人材の確保・定着など、将来にわたる発展と成長を見据え、当該産業労使の真摯な議論により積み上げてきたものと認識しており、引き続きの特定最低賃金の改正を行って参りたいと思います。

以上でございます。

〇千田部会長

ありがとうございます。

それでは、次に使用者側委員からお願いします

〇鈴木委員

使用者側委員の考えを鈴木が述べさせていただきます。

結論になりますが、本年度の特定最低賃金の改正の必要性に関しましては「認められない」と考えております。

理由の第一としましては、特定最低賃金制度のそもそもの役割が近年大きく変化していると考えております。特定最低賃金は、本来、地域別最低賃金を上回る水準を産業別に設定することに合理的な必要性が認められる場合に適用されるものだと思っております。

しかしながら、近年の地域別最低賃金は毎年大幅な値上がり・引上げが続いており多くの産業において地域別最低賃金との格差が縮小、或いは逆転する事例も増えているかと存じます。

その結果、特定最低賃金が制度本来の役割を十分に果たしているかというと、そうでもないという状況になっていると考えております。

第二に、賃金水準は各企業の経営環境や労働市場の状況を踏まえて決定されるも

のであり、人材の確保や処遇改善については企業が自主的に判断することが基本と考えております。
現実に、多くの企業が人材確保の観点から法定最低賃金を大きく上回る賃金水準を設定していることも事実かと思います。
特定最低賃金の制度がなければ、適正な賃金形成が壊れてしまうという状況でもないと考えております。
理由の第三番目になりますが、企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。原材料価格やエネルギー価格、物流費、人件費等のコスト上昇が続いており、とりわけ中小企業においては経営への影響が深刻化していると認識しております。
十分な価格転嫁が進んでいない企業も少なくはございません。
こうした状況のなか、更に産業別の最低賃金を引き上げることは、企業経営の負担を一層増大させることになり、結果として雇用維持や将来への投資意欲を損なうことも懸念しております。
加えて、特定最賃制度は、近年の地域別最低賃金の大幅な引き上げによって現在も本当に必要な制度かという根本的な検証が求められている段階に入っているのではないかと考えております。
制度創設の当時は一定の役割があったとしても、社会環境、経済環境、労働市場が大きく変化した今、その意義について検証する必要があると思います。これは付帯的な意見になりますが、総じて特定最賃については現在のところ改正の必要性は認められず、見送りが妥当ではないかと考えておる次第を意見として申し上げます。
以上です。

○千田部会長
ありがとうございます。
現状では労使双方の御意見は異なるようですので、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思います。
では、最初は使用者側委員からお話をお聞きしてよろしいですか。

（別室にて公使協議、その後公労協議）

○千田部会長
それでは審議を再開します。
ただいま、公益委員で労側、使側からそれぞれお話をさせていただきました。
結論から言うと、今日の時点では、まだ労使双方の御意見に隔たりがあり、本日はここで審議を終了し、次回において引き続き審議したいと思います。
使用者側としては、最初に鈴木委員に表明していただいたとおり、賃上げそのものについては、実施していかなければならないという認識はあるが、セーフティネット

としては地域別最低賃金があり、特定最賃がどこまでやらなければならないのか、そもそも疑問があり議論が必要ではないのかというお考えでした。

一方、それに対して労側は、特賃の存在意義を考えた時に、輸送用機器の業界は「ものづくり」の産業の中でも特に人材育成であるとか、技能形成が特殊であり、そうした形成に時間がかかる。その上、作業環境が非常に酷な環境で作業するため人材確保が難しくなってきている状況で、業界全体で兵庫県の基幹産業としての輸送用機器の魅力を高めていくという観点でこの特定最賃は一定の役割がある。また、労働人口の流出問題、これは京阪神だけではなく、東京や関東エリアへの流出を防ぐためにも、輸送用機器の特賃をきっちりと設定していくことに、一定の合理性があるというお考えでした。

ということで、現段階では意見の一致には至っておりません。

今の経過説明で、何か労側、使側補足はございますでしょうか。

○伊藤委員

使用者側委員の伊藤です。

若干、鈴木委員が申し上げたことと重複はするのですが、補足の意見を申し上げます。

何度も同じような話になって恐縮ですけれども、特定最賃の仕組み自体が近年形骸化しつつあるのではないかと考えておりまして、地域別最賃で最低限を設定した上に更に産業別に特化して更に上積みする必要性が今の時代あるのか。

ここ数年間は最低賃金は 50 円、60 円という水準で地域別最賃自身が大幅な引き上げがなされているなかで、それに加えて引き上げを行うというのは、特に中小企業への影響を考えると慎重であるべきと思われます。

今回配られた資料のなかで、例えば４ページ目を見ますと、これは特定最賃の現状ということで、新設された特定最賃はこの 10 年くらいで１件しかないのですが、それに対して廃止はパラパラあり全部足すと 10 件くらいあるのかなと。

改正の件数は 27 年度 199 件だったのに対して令和７年度 112 件ということで 100 件くらい改正されなくなっていますが、これは恐らく地賃に埋没して機能しなくなっているのではないかと読み取れるのです。

これは全国的な状況ですが、特定最賃は役割が終りつつあるのではないかということを示しています。

現状で賃金を引き上げて支援すべきと思われるのは、例えば非正規労働・契約社員・パートタイマーの処遇改善、同一労働同一賃金といったところにフォーカスして賃金を上乗せするというのは、もしかしたら有り得るかも知れません。

これは今の特賃の仕組みには無いですし、地域別最低賃金の専門部会でも申し上げましたけれども、公定価格が設定されているような産業分野、いわゆるエッセンシャルワーカーの介護や医療等の産業に従事している方々は厳しい労働環境の中で低賃金を強いられている現状があるので、ここを底上げすることが必要になってくる

と思われるのですが、特に特定最賃で医療とか介護が指定されたというのは聞いたことがなく、もしかしたらあるのかも知れないですが、聞いたことはありません。

そこだけをもし底上げしたとしても、そういった産業分野だと公定価格が決まっていますので、事業者側が困ってしまいます。

人件費を上げないといけないけれどもいわゆる売り上げを上げることが勝手にできないような産業です。ですから特定最賃でこういった産業を支援していくことは限界があるといえるのではないかと思います。

特に輸送用機器について、この兵庫県において更に上乗せする必要性はどこまであるのか、ここはなかなか悩ましいところです。

他の産業ですと、人材確保であるとかを積極的に行わなければならないですし、技能的な能力を上げていくために時間がかかったり、手間暇かかったりといった意味で賃金を上げていかないと、これは全ての産業やどこの地域においても言えることなのに、なぜ兵庫県の輸送用機器でやらないといけないのかの各論がよく見えてきません。

今回配布された資料の 130 ページ以降の輸送用機器の特定最賃の各都道府県の状況が資料として載っています。輸送用機器の主要な産業である造船業について言いますと、三菱長崎がある長崎県では必要性なしになっています。瀬戸内海で造船が盛んな広島県も必要性なしとなっています。

こういうことを考えますと、同じ瀬戸内海で造船業を営んでいる兵庫県で特定最賃を上げることが、本当に上げる必要があるのかということは慎重に考えた方が良いのではないかと思います。

重ねて申し上げたいのは、我々が気に掛けなければならないのは中小企業の経営状況です。大手企業は独力で頑張ってやっていったら良いですが、商工会議所の資料で防衛的賃上げは中小企業では７割近くになり、これは自分達で余力があって賃上げをするのではなくて、周りの企業の労働者の賃金が上がるから労働者を確保するために上げざるを得ないということです。

中小企業の労働分配率は 80%と言われており、付加価値ができても大半は人件費に消えています。

そういったなかで、更に地域別最低賃金が上がり、更に産業別で上乗せするというのは、本来あるべき生産性を向上させて原資を確保し、それに基づいて賃上げを行うという余地を無くすことに他ならず、原資を吸い取ってしまうリスクがあります。

実際、中小企業はそういった状態に陥っていると思われますので、今回、この必要性の審議をさせていただいておりますが、極めて慎重に考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○千田部会長

今の御発言に対して何かございますか。

○各委員
（特になし）

○千田部会長
それでは、時間の関係もございますので、本日はここで審議を終了して次回において引き続き審議したいと思います。
本日の段階では労側は、必要性ありという御意見であり、使用者側は必要性はないという御意見であることから、意見の一致には至っていません。
労使ともにもう少し審議を重ねたいという意向でありますので、次回引き続き必要性の有無について審議したいと思います。
では次回の日程等について、事務局から説明してください。

○安積賃金室長
次回は８月 25 日、火曜日、午前９時 30 分からで御提案しますがよろしいでしょうか。

○各委員
異議なし。

○千田部会長
では次回は、８月 25 日、火曜日、午前９時 30 分からの開催とします。
次回は改正必要性審議の２回目ですが、引き続き公開とします。事務局は他に連絡事項とかございますか。

○安積賃金室長
特にございません。

○千田部会長
それでは、本日の審議は、これで終了とします。
どうもありがとうございました。

○各委員
ありがとうございました。

千田　直毅

圓行　弘幸

伊藤　敦